

オフィシャルスポンサー規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）のスペシャルトップパートナー、スペシャルパートナー及びスペシャルサポーター（以上を総称して「オフィシャルスポンサー」という。）に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(契約)

第2条 本協会は、本規程に従って、スポンサー企業とスポンサー契約を締結することができる。

2 本協会は、企業又は本協会の指定する代理店を通じてスポンサー契約を締結することができる。

(対象企業)

第3条 スポンサー企業は、本協会の選手強化事業に積極的に協力する日本を代表する企業を対象とする。但し、例外として、特に認めた団体も対象とする。

(契約期間)

第4条 契約の期間は、別途協議の上決定するものとする。但し、更新を妨げない。

(契約金等)

第5条 契約金等は、別途協議の上決定するものとする。

(許容事項)

第6条 スポンサー企業は、「オフィシャルスポンサー」として、商品の宣伝、販売に別に定める名称並びにオフィシャルスポンサーマークを使用し、次の各号に掲げる権利を取得する。

- (1) 公式協賛呼称権
- (2) 本協会ロゴマーク使用权
- (3) カテゴリー独占権
- (4) 集団肖像権使用权
- (5) 日本代表ユニフォームへのロゴ掲出権
- (6) 大会冠協賛権
- (7) 公式バックボードへのロゴ掲出権
- (8) 本協会オフィシャルホームページへのロゴ掲出権
- (9) その他の事項については、その都度協議して定める

(制約)

第7条 スポンサー契約の内容は、WPV (World ParaVolley)、国際パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会の規程を犯してはならない。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。